

## 宝塚市新型コロナウイルス感染症対策事業所等賃料補助金 Q & A

### ① 【補助金制度全般について】

Q 1. 宝塚市内で個人事業主として事業を営んでいます。しかし、住民登録は、宝塚市民ではないのですが申請はできますか？

A1. 宝塚市内の産業振興を目的としていることから、市内に事業所等がある場合は対象となります。ただし、宝塚市民の方で、市外で事業をされている場合は対象となりません。

Q 2. 申請書類はホームページ以外ではどこに置いていますか？

A2. 宝塚市役所の商工勤労課をはじめ、宝塚市役所の出先機関である各サービスセンター、サービスステーションのほか、宝塚商工会議所に設置しています。

Q 3. パソコン操作があまり手慣れていません。WEB申請ができない方に限り、郵送での申請可となっていますが、郵送でも受付はしてもらえますか？

A3. 郵送でも受付は可能です。WEB申請のために、パソコンやスマートフォンから申請されようとして上手くいかない場合は、郵送していただいても構いません。

Q 4. なぜ対象が個人事業主のみで、法人は対象外なのですか？

A4. 現在申請受付中である、国の持続化給付金や兵庫県の休業要請事業者経営継続支援事業は、個人事業主への支援が手薄となっているためです。例えば、持続化給付金の給付額は、法人が上限200万円に対し、個人事業者は上限100万円となっています。

Q 5. セーフティネット5号の指定業種にはどんな業種が該当しますか？

A5. 現在新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ほとんどの業種(農業など除く)が指定業種となっています。詳しくは中小企業庁のホームページに、セーフティネット5号の指定業種が掲載されていますのでご参照ください。

Q 6. 土地を賃貸借して事業を営んでいます。建物は自己所有なのですが申請はできますか？

A6. 申し訳ありません。対象外となります。本補助金につきましては、事業所等の建物部分を賃貸借し事業を営んでおられる方の賃料が対象となります。

**Q7. 事業所等兼住宅（例 店舗兼住宅）の場合、申請は可能ですか？**

A7. 申請可能です。申請書に①「事業所等の面積」及び②「借りている物件」の面積を記入する欄がありますので、月額賃料×①／②で算出される額(1,000円未満切り捨て)を補助対象とします。

**Q8. 売上高が前年同月比で20%以上減少との要件がありますが、令和2年3月以降のどの月も前年同月比では20%以上減少していません。しかしながら、令和2年3月と令和元年5月を比較すると、20%以上の減少となります。このような場合は対象者になりますか？**

A8. 申し訳ありません。対象外となります。

**Q9. 令和2年2月から資機材購入といった開業の準備を進めていましたが、賃貸借契約自体は令和2年4月10日に締結しました。このような場合は対象者になりますか？**

A9. 申し訳ありません。対象外となります。

**Q10. 事務所等兼自宅でインターネットを利用した販売業を行っています。申請は可能でしょうか？また、可能な場合はどのように申請したらいいでしょうか？**

A10. 対象者の要件に該当すれば申請は可能です。ただし、事業所等のうち、住居として利用している部分がある場合には、当該部分は補助対象経費外となります。補助対象金額は、共益費、管理費、駐車場使用料等を除く月額賃料(税抜)に全体の床面積に占める事業所等部分の割合を乗じた額とします。(上限10万円以内)

**Q11. 市内の共同利用施設(～会館)を利用して体操教室を週1回開催している個人事業主です。共同利用施設の使用料等は対象になりますか？**

A11. 申し訳ありません。対象外となります。本補助金につきましては、事業所等を賃貸借契約を結んで賃借し、事業を営んでおられる方の賃料が対象となります。

**② 【補助金支払い関係について】**

**Q12. 申請後どのくらいで補助金の振込がありますか？**

A12. WEB、郵送どちらの方法でも申請後、提出いただいた書類に不備等がなければ2週間程度で振り込む予定です。ただし、A20にもありますが、WEB申請の場合、添付書類の再提出の可能性も予想されますので、添付書類が多い方につきましては、郵送での申請をおすすめします。

**Q13. 近くに金融機関の支店や ATM がありません。現金で支払っていただくことは可能ですか？**

A13. 申し訳ありませんが、申請書に記載のあった口座への振込のみの対応です。  
なお、今回の給付のように減収補てんの目的である場合、事業所得や一時所得で課税対象になることが国税庁より示されています。税申告については適切に行っていただきますようお願いいたします。

**③ 【申請について】**

**Q14. WEB 申請の場合、申請できるのは7月31日(金)のいつまでですか？**

A14. 7月31日(金)の23時59分までにデータの送信を完了してください。インターネットの接続環境をよくお確かめの上、余裕をもって申請願います。  
例えば、添付書類の容量オーバーによるエラーで再入力が必要になり、8月1日(土)になってしまうことが想定されます。

**Q15. 郵送の場合、7月31日(金)必着ですか？**

A15. いいえ。7月31日(金)の消印有効です。

**Q16. 郵送の場合、内容証明郵便で送らなければいけませんか？**

A16. 内容証明郵便で郵送いただくことは必須ではありません。郵送で申請後、到達状況が気になる場合は、A18を参照ください。

**Q17. 申請する予定なのですが、質問事項がたくさんあるため、市役所で直接質問することはできますか？**

A17. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より対面での会話をなるべく避けるため、ご来庁はなるべくお控え願います。ご質問がある場合は商工勤労課 事業所等賃料補助金担当(電話番号0797-78-6850)までお電話ください。平日9時~17時30分の間が開庁時間となっております。

**Q18. 申請がきちんと市に到達しているかが不安です。何か確認方法はありますか？**

A18. 上記のA.12のとおり、申請後提出いただいた書類に不備等がなければ、①2週間程度で補助金を申請された指定口座に振り込まれるか、②提出書類に不備等がある場合は、申請いただいた数日後に市の担当者から連絡させていただきます。申請より2週間程度たっても、①②どちらもない場合は、お手数ですが、商工勤労課 事業所等賃料補助金担当(電話番号0797-78-6850)までお電話ください。平日9時~17時30分の間が開庁時間となっております。

Q19. 業種を記入する箇所があり、中小企業庁のホームページを見ましたが、「飲食店」や「～業」といったおおまか分類しか掲載されていません。自分の業種がどれにあてはまるのかを確認するにはどうしたらいいですか？

A19. 申請書フォーム及び申請書には、中小企業庁のホームページに掲載されているセーフティネット5号の指定業種を総務省のホームページ内に「日本標準産業分類」が掲載されて業種が細かく分類されていますので、記入する際の参考にしてください。

④ 【添付書類について】

Q20. WEB 申請の場合の添付書類ですが、写真画像を添付する場合は、資料が写真1枚で収まるようにしてくださいとなっていますが、1枚に収まりきらない場合はどうしたらいいですか？

A20. 複数の書類等を写真1枚に収めようとした際に、収まりきらないもしくは文字が小さくなりすぎる場合は、郵送での申請をお願いします。無理に1枚に収めた場合、文字が小さすぎる等、審査する際に確認が困難になり、市よりお電話をさせていただき、添付書類の再提出をお願いする場合があります。再提出につきましては、原則郵送でお願いします。またそのような場合は、補助金の振込も遅れることとなりますので、ご注意ください。

Q21. 添付書類の中に「事業所等の賃貸借契約書の写し」とありますが、親族から賃借しているため、契約書がありません。代わりに何を添付したらいいですか？

A21. 市ホームページ内から事業所等賃料証明書(様式5)をダウンロードできますので、こちらに必要事項を記入しご提出ください。

Q22. 添付書類の中に「事業所等の賃貸借契約書の写し」とありますが、かなり古い契約書で賃料も今と違います。賃貸借契約書を更新しなければ申請できませんか？

A22. 本来ならば、賃貸借契約書を更新するべきですが、添付書類の中で、直近の賃借料を支払ったことがわかる書類の写し(領収書、通帳内口座振込金額がわかるページの写し等)を添付していただきますので、本申請については必ずしも更新することが要件ではありません。ただしその場合、A.21に記載の事業所等賃料証明書(様式5)を提出してください。

**Q23. 添付書類の中に「現在の賃貸料がわかる書類の写し」とありますが、毎月共益費や駐車場代等と一緒に口座引き落とししています。事業所等に係る賃料はどう証明すればいいですか？**

A23. 添付していただく通帳内口座振込の写し内に事業所等に係る賃料額を手書きで記入し、「この額に相違ありません。」及び「申請者のお名前」を自署し、認印を押印したものの写しをご提出ください。

**Q24. 添付書類の中に「現在の賃貸料がわかる書類の写し」とありますが、毎月税込の金額で支払っています。添付書類に税抜金額を記載したほうがいいでしょうか？**

A24. 添付していただく通帳内口座振込の写し及び領収書の写しに税抜金額を記載願います。また、申請フォーム(様式)に記載する賃料は税抜であることにも併せてご注意ください。

**Q25. 添付書類の中に「本人確認書類の写し」とありますが、例示されているもの以外で添付書類となるものはありますか？**

A25. 運転経歴証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード及び住民票等の写しを添付願います。上記以外の書類を添付希望の場合は、商工労働課 事業所等賃料補助金担当(電話番号0797-78-6850)までお電話ください。平日9時～17時30分の間が開庁時間となっております。

**Q26. 添付書類の中に、「事業を営んでいることがわかる書類の写し」とありますが、例示されている書類がありません。代わりに何を添付したらいいでしょうか？**

A26. 例示されている書類がない場合は、事業内容が確認できるホームページ画面の写し等を添付してください。ホームページを運営されていない場合は、どのような事業をされているかがわかるチラシや店舗写真等の写しを添付願います。

**Q27. 添付書類の中に、「令和2年3月以降の任意の月の売上高がわかる書類及び前年同月の売上高がわかる書類の写し」とありますが、令和2年3月以降の書類について、例示されているものがありません。どのような書類を添付したらいいですか？**

A27. 任意の様式(word等)にて、該当月の売上をできるだけ詳細に記入していただき、「上記この額に相違ありません。」及び「申請者のお名前」と自署し、認印を押印したものの写しをご提出ください。

Q28. 事業開始1年未満に該当する場合、添付書類の中に、「補助金の申請を行う月の前月の売上高及び開業後で最も売上高等が多かった月の売上高等がわかる書類の写し」とありますが、例示されているものはありません。どのような書類を添付したらいいですか？

A28. 任意の様式(word等)にて、該当月の売上をできるだけ詳細に記入していただき、「上記この額に相違ありません。」及び「申請者のお名前」と自署し、認印を押印したものの写しをご提出ください。

※このQ&Aは必要に応じて随時更新いたします。更新分につきましては、宝塚市ホームページよりご確認ください。